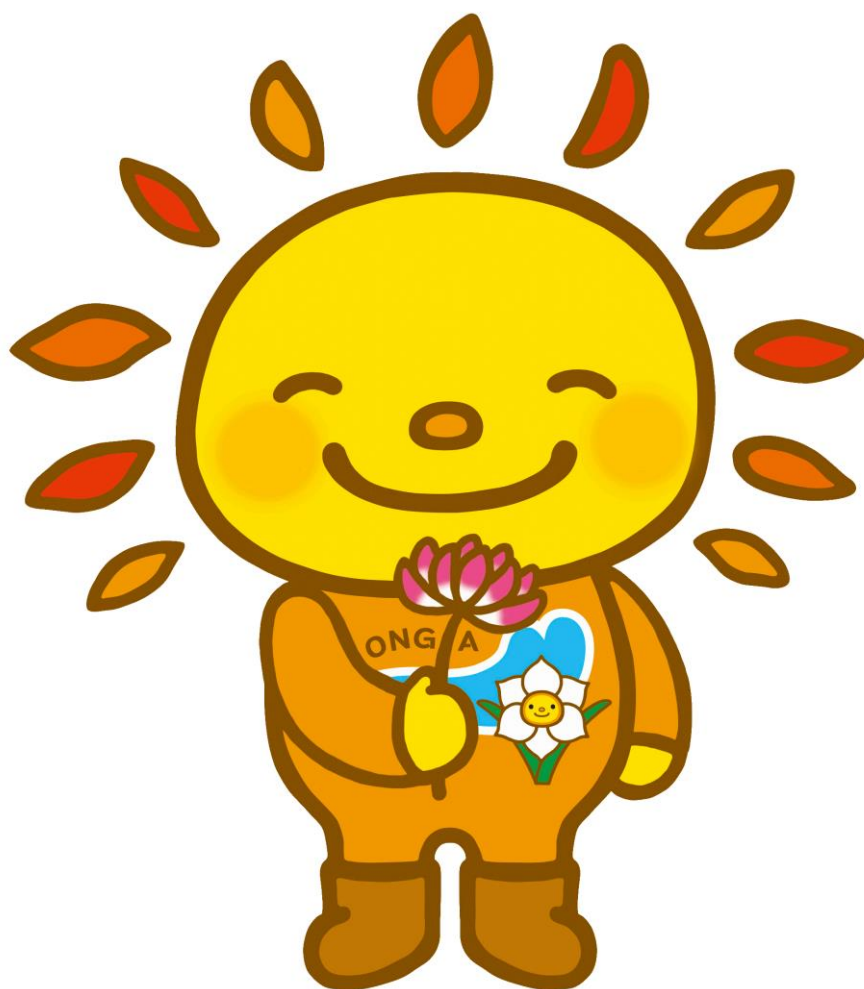


障がい福祉サービス等の利用について



令和6年4月 遠賀町

もくじ

★障がい福祉サービスの申請から利用まで	P. 1
★障がい福祉サービスの種類	P. 3
★18歳未満の人を対象としたサービス	P. 6
★サービスの利用者負担のしくみ	P. 7
★居宅介護・重度訪問介護	P. 9
★短期入所（ショートステイ）	P. 12
★生活介護	P. 12
★自立訓練	P. 13
★就労系サービス	P. 14
★施設入所	P. 15
★療養介護	P. 15
★共同生活援助（グループホーム）	P. 16
★行動援護・同行援護・移動支援	P. 16
★日中一時支援	P. 18
★地域活動支援センター	P. 19
★訪問入浴	P. 19

障がい福祉サービスの申請から利用まで

▽申請

1. 障がい福祉サービスなどが利用できる人

<18歳以上>

- ・身体障害者手帳を持っている人 ・療育手帳を持っている人
- ・精神障害者保健福祉手帳を持っている人 ・精神通院医療を利用している人
- ・精神障がいを理由に障害年金を受けている人
- ・特定医療費（指定難病）受給者証を持っている人
- ・医師の診断書等で必要性が確認できる人

※介護保険適用の人は、介護保険のサービスが優先になります。

<18歳未満>

- ・身体障害者手帳を持っている人 ・療育手帳を持っている人
- ・精神障害者保健福祉手帳を持っている人 ・特別児童扶養手当等を受給している人
- ・医師の診断書等で必要性が確認できる人（療育の必要性がある人）

2. 申請時に必要なもの

- ・上記1の内容を確認できるもの ・印鑑（代筆、代理申請の場合）

※申請時に、心身の状態などを聞き取りします。また、施設入所や共同生活援助（グループホーム）の利用を希望する場合は、別途必要なものがあります。

▽認定調査と障害支援区分認定審査会

※原則、訓練系のサービスのみを利用する人や18歳未満の人は、障害支援区分は必要ありません。

【訪問調査】：町の委託を受けた認定調査員が自宅などを訪問し、心身の状態や介護の状態など約80項目を本人や家族などから聞き取ります。

【医師意見書】：遠賀町から主治医に医師意見書の作成を依頼します。しばらく受診していない場合、意見書作成のために受診をしていただくことがあります。意見書の作成にかかる費用は遠賀町が負担します。

【一次判定】：訪問調査の結果と医師意見書の一部の項目を、全国統一のシステムに登録し、支援の必要度を示す区分を判定します。

【二次判定】：一次判定の結果、訪問調査の調査票の特記事項や医師意見書の内容をもとに、医療や福祉の専門家で構成する障害支援区分認定審査会が支援の必要度を判定します。

▽サービス等利用計画案・障がい児支援利用計画案の作成依頼

【依頼する相談支援事業所の届出】

サービス等利用計画案・障がい児支援計画案の作成を依頼する相談支援事業所を、どの事業所にするのか、町へ届け出ます。

【計画案作成の依頼・契約】

希望する相談支援事業所と契約し、利用計画案の作成を直接依頼してください。

▽サービス等利用計画案・障がい児支援利用計画案の作成・提出

相談支援事業所の相談支援専門員が自宅を訪問し、本人の心身の状況や日常の過ごし方などから課題を見つけ、今後の生活や状態の維持改善に向けて、希望や方針を確認しながら計画案を作成します。サービスの利用希望や悩みをご相談ください。

※計画案の作成に利用者負担（お金）は必要ありません。

▽支給決定・受給者証の交付

町が障害支援区分や計画案に基づき、障がい福祉サービスの内容を決定し、受給者証を発行。申請者に受給者証を郵送するので、届いたら相談支援事業所に連絡をしてください。

▽サービス等利用計画の作成・提出

相談支援事業所が支給決定の内容からサービス提供事業所の調整を行い、利用計画を作成し、町へ提出します。受給者証をサービス提供事業所に提示して、契約を結んでください。

▽サービスの利用

サービス等利用計画・障がい児支援利用計画に基づいて、サービスを利用します。

▽モニタリングの実施

相談支援事業所が、受給者証に記載されたモニタリング月ごとに利用者の自宅などを訪問し、サービスの利用状況を確認します。

※新たにサービスの利用を希望する場合は、計画の立て直しが必要になりますのでお早めに相談支援事業所へご相談ください。

障がい福祉サービスの種類

1. 介護給付費

名称	内容	18歳未満	ページ
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	○	P. 9
重度訪問介護	重度の障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	×	P. 11
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、施設で宿泊してもらいながら、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	○	P. 12
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	×	P. 12
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	×	P. 15
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護などを行います。	×	P. 15
行動援護	知的・精神障がいがあり、自己判断ができていない人が行動するときに、危険を避けるために必要な支援、外出支援を行います。	×	P. 16
同行援護	視覚障がいのある人に移動の支援、代筆や代読を含む視覚的情報の支援、排せつや食事などの介護、その他外出する際に必要となる援助を行います。	×	P. 16
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。	○	-

2. 訓練等給付

名称	内容	18歳未満	ページ
自立訓練 (機能訓練・生活訓練・ 宿泊型自立訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	×	P.13
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行います。	×	P.14
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供し、知識や能力向上のために必要な訓練を行います。	×	P.14
就労定着支援	就労移行支援などの利用を経て一般就労した人に対し、就労先や関係機関と連携を図り、就労上のさまざまな問題、課題に関する支援を行います。	×	P.15
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、必要性に応じて、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。	×	P.16
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホームなどから地域での一人暮らしに移行した人に、定期的に訪問し、必要な情報提供や助言などの支援を行います。	×	-

3. 相談支援給付

※介護給付と訓練等給付の利用者が対象

名称	内容
計画相談支援 ※無料	相談支援事業所が生活に対する意向や悩みを聞きながら利用計画を作成し、サービス提供事業所と連絡調整を行います。また、サービスが適切に提供されているかを確認して、利用計画の定期的な見直しを行います。

4. 地域相談支援給付

名称	内容	18歳未満
地域移行支援 ※無料	障がい者支援施設や、精神科病院に長期入所・入院している人が、地域生活へ移行するための支援を行います。	×
地域定着支援 ※無料	単身の障がいのある人などで地域の生活が不安な人に、困ったことがあった時、電話相談や緊急訪問を行います。	×

5. 地域生活支援事業

名称	内容	18歳未満	ページ
日中一時支援	日中活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練を行います。	○	P.18
移動支援	屋外での移動が困難な人について、外出のための介護を行うことで、社会生活上必要な外出や社会参加など地域での自立生活を支援します。	×	P.17
地域活動支援センター	創作的活動や生産活動の機会や、気軽に立ち寄れるいこいの場を提供し、社会との交流促進などを図ります。	○	P.19

※地域生活支援事業は、町と契約した事業所での利用となります。

6. 障害支援区分と利用できるサービス

障がい福祉サービスのうち、下記に記載したサービスは一定の障害支援区分が必要です。

(区分以外にも要件が必要となるものがあります。)

ただし、18歳未満の人については、基本的には区分認定の必要はありません。

	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	非該当
居宅介護 通院等介助（身体介護を伴う）	○	○	○	○	○		
身体介護 （上記以外）	○	○	○	○	○	○	
重度訪問介護	○	○	○				
同行援護	○	○	○	○	○	○	○
行動援護	○	○	○	○			
療養介護	○	○					
生活介護	○	○	○	○	▲ ※50歳以上		
短期入所 （ショートステイ）	○	○	○	○	○	○	
重度障害者等包括支援	○						
施設入所支援	○	○	○	▲ ※50歳以上			
日中一時支援	○	○	○	○	○	○	

18歳未満の人を対象としたサービス

1. 障害児通所給付

名称	内容
児童発達支援	未就学児に対して日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	未就学児に対して児童発達支援と治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどの状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、居宅を訪問してサービスを行います。
放課後等デイサービス	就学児に対して、授業の終了後や長期休暇などの休校日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
福祉型障害児入所施設※	入所により日常生活の指導や自立のために必要な支援を行います。
医療型障害児入所施設※	肢体不自由のある児童又は重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している児童に対し、入所又は入院により治療、日常生活の指導や自立のために必要な支援を行います。

※入所サービスは、児童相談所へご相談ください。

福岡県宗像児童相談所 所在地：宗像市東郷一丁目2番3号 電話番号：0940-37-3255






2. 障害児相談支援給付

名称	内容
障害児相談支援 ※無料	相談支援事業所が生活に対する意向や悩みを聞きながら利用計画を作成し、サービスを提供する事業所と連絡調整を行います。また、サービスが適切に提供されているか確認して、利用計画の定期的な見直しを行います。

サービスの利用者負担金の仕組み

1. 利用者負担の単位

原則、サービスにかかる費用の1割を負担。ただし、利用者と同じ世帯★（次ページに記載）の収入に応じて負担上限月額を設定するため、一カ月の負担は上限月額までとなります。ただし、食費・光熱水費・日用品費などは、実費負担となります。

	利用者負担額	実費負担分
自宅で利用するサービス 居宅介護など	サービス利用料の1割 (上限あり)	※外出支援のサービスを利用する場合は、交通費などの自己負担が発生します。
施設に通って利用するサービス 短期入所や生活介護など	サービス利用料の1割 (上限あり)	食費  日用品費など 
施設に入所して利用するサービス 施設入所、グループホーム※など	サービス利用料の1割 (上限あり)	食費  日用品費  光熱水費など 

※グループホームに入居する場合は、別途家賃が必要です。

2. 利用者負担上限月額

障がい者（18歳以上）

所得区分		負担上限月額
生活保護	生活保護を受けている人	0円
低所得	住民税非課税世帯	
一般1	住民税所得割16万円未満の世帯	9,300円
一般2	住民税所得割16円以上の世帯（一般1に該当する人を除く）	37,200円

障がい児（18歳未満）※ただし、施設に入所している18～19歳を含む。

所得区分		負担上限月額
生活保護	生活保護を受けている人	0円
低所得	住民税非課税世帯	
一般1	住民税所得割28万円未満の世帯 在宅で生活する障がい児	4,600円
	住民税所得割28万円未満の世帯 18～19歳の施設入所者	9,300円
一般2	住民税所得割28万円以上の世帯（一般1に該当する人を除く）	37,200円

- 満3歳に到達して初めての4月1日～3年間、障がい児通所給付サービス（放課後等デイサービスは除く）は対象者の利用者負担を無料とします。ただし、利用者負担以外の費用（医療費や食費など、現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくこととなります。
- 療養介護は、医療部分の負担と合わせた軽減措置があります。詳しくは、お問い合わせください。
- 介護給付費と訓練等給付費、障害児通所給付費など、移動支援、日中一時支援、地域活動支援センターそれぞれのサービスごとに上限額を設定します。

★所得を判断する際の世帯の範囲


種別	世帯の範囲
18歳以上の人 (施設に入所する18～19歳を除く)	サービスを利用する障がい者とその配偶者
18歳未満の人 (施設に入所する18～19歳を含む)	保護者の属する世帯


3. サービス利用料

●特定障害者特別給付金

- 対象者
- 20歳以上：生活保護受給世帯、住民税非課税世帯の人
 - 20歳未満：全世帯の人

入所施設を利用する場合、少なくとも一定額が手元に残るように食費・光熱水費の実費負担の一部を軽減します。

- グループホーム入居者の家賃補助 
- 生活保護受給世帯、または住民税非課税世帯の人がグループホームを利用する場合、月額1万円を上限として、家賃負担（光熱水費、共益費、食材料費、敷金、礼金などは含まない）の一部を軽減します。
- 例）家賃が3万円の場合、1万円の補助が出るため、自己負担は残りの2万円。

- 食費の軽減措置 
- 対象者
- 生活保護受給世帯、住民税非課税世帯、または住民税所得割16万円未満世帯の人
 - 18歳未満の人の場合は、住民税所得割28万円未満世帯の人

通所系サービスや短期入所を利用した場合、食費の人件費相当分を減免します。

※日中一時支援については、生活保護受給世帯、非課税世帯のみ食事の軽減があります。

※地域活動支援センター（さくら、いこいの里、YYクラブ）は、生活保護受給世帯、非課税世帯のみ食事の軽減措置があります。

居宅介護・重度訪問介護

日常生活に支障のある障がいのある人(児童含む)の家庭に、ホームヘルパーを派遣します。
このサービスは、自分で出来ることはしていただき、出来ないことをお手伝いすることにより、その人の障がいの状況や家族の状況などに応じて、在宅での生活を援助するものです。

- ・ホームヘルパーは、決まった曜日や時間に伺います。
(利用者不在の場合、サービスの提供はできません。)
- ・現に日常生活に支援が必要となる場合に申請できます。
(利用予定のない予備的な申請は受け付けしていません。)

1. 居宅介護

<身体介護>

ホームヘルパーが家庭を訪問して必要な身体介護を行います。

- 食事
- 衣類の着脱
- 身体の清拭
- 体位変換
- 身体整容(爪切りなど)
- 排せつ
- 入浴
- 起床・就寝
- 服薬の見守り・水分補給



<家事援助>

ホームヘルパーが家庭を訪問して掃除、洗濯、調理など必要な日常生活の援助を行います。

- 洗濯
- 調理
- ベッドメイク
- 薬の受け取り ※1
- 育児支援 ※2
- 掃除・ゴミ出し
- 生活必需品の買い物
- 衣類の整理・衣服の補修



※1：「薬の受け取り」は、本人が受診して医師から交付された処方箋により、ホームヘルパーが薬局に薬を受け取りに行きます。

※2：育児支援は、育児中の障がい者(親)が対象になります。本来、家庭で行うべき養育を代替するものであるため、利用者(親)、子ども、家族の状況を踏まえ、必要と判断された場合のみ利用できます。

<通院等介助>

病院や診療所に定期的に通院するときや、公的手続きや相談のために官公署を訪れる場合に、車両への乗車・降車の介助、通院先での受診の手続き、その他通院・訪問に伴う、屋内外における比較的時間を要する介助(おおむね 30 分以上)を行います。



通院等介助は、ホームヘルパー自らが運転する車両で移動する場合だけでなく、公共交通機関を利用して移動する場合も含まれます。

※ホームヘルパーが運転している時間、利用者が診療(治療)を受けている時間は対象とはなりません。

※病院・診療所での待ち時間は対象とはなりません。ただし、待ち時間に排せつ介助、衣服の着脱介助などが必要な場合は対象となる場合があります。

※院内での介助は、本来であれば病院側がすべきものであるため、原則として認められませんが、病院側が対応できない場合など、認められる場合があります。

※ホームヘルパー自らが運転する車両の運賃については、事業所にお問い合わせ下さい。

<通院等乗降介助>

病院や診療所に定期的に通院するときなど、ヘルパーが自ら運転する車両への乗車・降車の介助と次のいずれかの介助を行います。

(1)乗車前・降車後の屋内外における移動の介助

(2)通院先での受診の手続きや移動の介助

※必要な回数で支給決定します。

※「通院等乗降介助」の前後に連続して 30 分程度以上の身体介護を行う場合は、「通院等乗降介助」ではなく、「通院等介助」になります。

※ホームヘルパー自らが運転する車両の運賃については、事業所にお問い合わせ下さい。



2. 重度訪問介護

重度の肢体不自由・知的障がいや精神障がいのある人で常時介護を要する人に対して、ホームヘルパーが家庭を訪問して、身体介護、家事援助、外出時における移動中の介護など必要な支援を総合的に行います。

比較的長時間にわたり、日常生活に生じるさまざまな介護の実態に対応するための見守りの支援とともに、次の支援を総合的に提供します。

- (1) 食事や排せつなどの身体介護
- (2) 調理や洗濯などの家事援助
- (3) コミュニケーション支援や家電製品の操作などの援助
- (4) 外出時における移動中の介護

3. 居宅介護、重度訪問介護で利用できないものの例

- ・ 利用者本人以外の者のための調理・洗濯・買い物・布団干し

※同居している家族の分のご飯を作ることは出来ません。

- ・ 主として利用者本人が使用する居室以外の掃除

例1) 家族の居室

例2) 日常生活を営むのに支障のないスペース

(使用していない部屋、物置部屋、屋根裏部屋など)

例3) 家族も利用者と同様に使用するスペース

(浴室、トイレ、リビング、台所、廊下、玄関など)

※ただし、例3)は、利用者の使用により特段汚れてしまう場合や、同居家族が高齢や障がいがあるなど特段な事情がある場合で、支援が必要と判断されるときに一部認められることがあります。

- ・ 大掃除、窓拭き、床のワックスがけ、家具・電気器具などの移動、修繕・模様替え
- ・ 自家用車の洗車、庭の草むしり、草木の水やり、植木の剪定、ペットの世話
- ・ 家屋のペンキ塗り、修理、引っ越しの手伝い
- ・ 正月・節句などのために特別な手間をかけて行う調理
- ・ 見守りのみ、留守番、接客
- ・ 医療行為（じょくそうの処置など医師の医学的判断及び技術を要する行為）
- ・ 巻き爪など変形した爪の爪切り
- ・ 日中活動系サービスや訪問入浴など、他の福祉サービスを利用している間
- ・ 重度訪問介護における移動支援については「行動援護・同行援護・移動支援」のページ(P.16)を参照

短期入所（ショートステイ）

Q：どのくらい利用できるの？

A：具体的な利用日数の見込みがない場合は、一月あたり7日を上限としています。ただし、家族が入院して介護をできる人が他にいない場合などは、ご相談を承ります。

こんな時に利用されています！

- ・冠婚葬祭で、家族が泊まりがけで家を空けることになり、一時的に預かってもらいたい。
- ・将来的に施設入所を考えているが、環境の変化に適応するのに時間がかかるため、練習をしておきたい。
- ・介護をしている家族が入院することになり、一時的に預かってもらいたい。

何かあった時に、すぐに利用できるように、普段から利用されることをお勧めします。利用する前に利用者の状態を確認するため、施設との面談が必要です。



生活介護

常に支援の必要がある人に、入浴、排せつ、食事の介護などを行い、障がい者支援施設などで、創作活動や日中の生産活動の機会を提供します。

<対象者>

地域や入所施設にて、安定した生活を送るため、常に介護などの支援の必要性がある人

自立訓練

1. 自立訓練（機能訓練）

身体に障がいのある人や難病患者などに対して、施設・事業所などまたは自宅で、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーション、生活などに関する相談や助言を行います。

<対象者>

地域生活を営むうえで、身体機能、生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な身体に障がいのある人。



2. 自立訓練（生活訓練）

知的障がいや精神障がいがある人に対して、施設・事業所などまたは自宅で、入浴、排せつや、食事などについて、自立した日常生活をおくるために必要な訓練、生活に関する相談・助言などの支援を行います。

<対象者>

地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な知的障がいや精神障がいのある人。



3. 宿泊型自立訓練

知的障がいや精神障がいのある人に対して、宿泊により、家事などの日常生活能力を向上させるための支援、生活に関する相談・助言などの支援を行います。

<対象者>

自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスなどを利用しており、地域生活に向けて、一定期間、帰宅後における生活能力などの維持・向上のための訓練その他支援が必要な知的障がいや精神障がいのある人。



就労系サービス

1. 就労移行支援

65歳未満の障がいのある人で、一般の就労を目指す人を対象にしたサービスです。事業所外での職場体験や就労に必要な知識・能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援を行います。

また、就職後にも、職場への定着のために必要な相談支援を行います。

<対象者>

- 一人で就労することが難いため、就労に必要な知識・技術の習得、就労先の紹介などが必要な人
- あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する人



2. 就労継続支援A型 ※雇用契約あり

65歳未満の人で、一般の就労が難しいが、適切な支援を受けることで、雇用契約に基づいて働くことができる障がいのある人を対象としています。

雇用契約が結ばれるため、最低賃金は保障されますが、社会的な責任は大きくなります。

<対象者>

- 就労移行支援事業を利用したが、企業などの雇用に結びつかなかった人
- 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業などの雇用に結びつかなかった人
- 就労経験のある人で、現に雇用関係がない人

3. 就労継続支援B型

通常の事業所への雇用が難しい障がいのある人に対して、生産活動の場などを提供します。また、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

<対象者>

- 就労経験がある人で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが難しい人
- 就労移行支援を利用した結果、就労継続支援B型の利用が適当と判断された人
- 50歳に達している人または障害基礎年金1級受給者
- 上記以外の人で、町の審査会で一般就労への移行などが難しいと判断された人



就労継続支援B型は雇用契約がなく、就労継続支援A型に比べ訓練やリハビリの目的が大きいことから、個人のニーズに応じた作業を行うことができます。ただし、最低賃金は保障されていません。

4. 就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援や就労継続支援を利用して、一般就労に移行した後、企業、障がい福祉サービス事業所や医療機関などとの連絡調整を行い、就職後に出てくる問題に関する相談などの支援を行います。

<対象者>

生活介護、自立訓練、就労移行支援や就労継続支援を利用して、一般就労に結び付いた障がいのある人で、就労を継続している期間が6ヵ月を経過した人。



施設入所支援

常時介護を必要とする人に、入浴、排せつや食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

こだわりが強いなど、施設入所に慣れるのに時間がかかる人は、「通所」→「通所しながら短期入所」→「施設入所」といったように、サービスをうまく利用しながら段階を踏むこともできます。

また、施設によっては待機人数が多く、何年か後でないと入所できないことも多々あります。

施設には早めにご相談することをおすすめします。



療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活上の世話を行います。



<対象者>

- ALS患者などで人工呼吸器を使用している人(区分6)
- 筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者(区分5以上)

共同生活援助（グループホーム）

🗨️ こんな人におすすめです

- ・一人での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたい人
- ・一定の介護が必要であるが、施設ではなく、地域の中で暮らしたい人
- ・施設を退所して、地域生活に移行したいが、いきなりの単身生活には不安がある人
- ・少人数（2～10名）での生活を希望する人 など

<具体的な支援内容>

- ・食事などの日常生活上の支援を提供。
- ・介護を必要とする方には、入浴や排せつなどの介護を提供。



行動援護・同行援護・移動支援

屋外での移動が困難な人が外出する場合に、ヘルパーが付き添い、移動中や目的地において、移動の支援、排せつ・食事の介護、代筆・代読、危険を回避するための支援などを行います。

- ・“社会生活上、必要不可欠な外出”または“余暇活動などの社会参加のための外出”が支援の対象です。
- ・通学、通園、日中活動系サービス事業所への通所など通年かつ長期にわたる外出や定期的な通院は支援の対象となりません。（定期的な通院は居宅介護・重度訪問介護で決定します。）
- ・原則、行動援護と移動支援の両方を利用することは出来ません。行動援護の対象となる人は、そちらを優先します。

1. 行動援護

知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、外出時に危険を回避するために必要な支援、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事などの介護を行います。

2. 同行援護

視覚障がいにより、屋外での移動が困難な人に対して、外出時に必要な支援を行います。

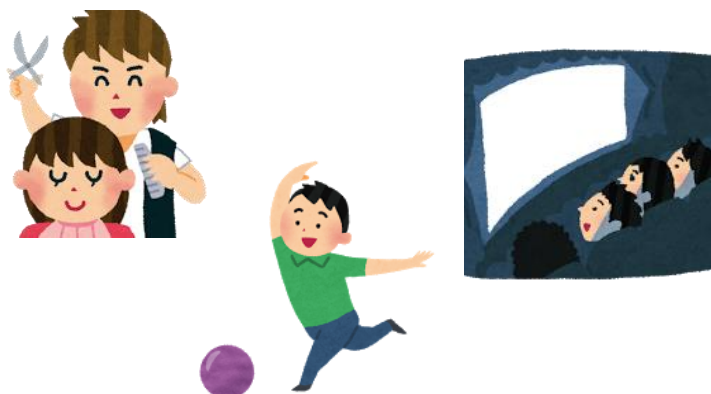
3. 移動支援

障がいのある人に対して必要な支援を行います。お子さんの場合は、保護者の都合により支援できない場合に限りです。

※町と契約した事業所での利用となります。

<社会生活上必要不可欠な外出の例>

- 不定期な通院
- 銀行
- 美容・理容
- 保護者参観
- 冠婚葬祭
- 余暇・スポーツ活動
- 墓参り
- 生活必需品以外の買い物



<利用できないものの例>

- ・経済的な活動（通勤のための利用、商品販売や営業活動など）。
- ・宗教活動・政治活動の勧誘・宣伝など、特定の利益を目的とする団体活動のための外出。
- ・ギャンブル・飲酒を目的とする外出。
- ・通年かつ長期にわたる外出。

例) 定期的な送迎:施設、日中活動系サービス、作業所、学校・園、習い事など。

- ・利用者が診療(治療)を受けている時間は、移動支援の対象とはなりません。
- ・病院・診療所での待ち時間は、移動支援の対象とはなりません。ただし、待ち時間に排せつ介助、衣服の着脱介助などが必要な場合は、対象となる場合があります。
- ・犬の散歩。
- ・家族に代わっての入院や手術の同意の手続き。
- ・入院中の付き添い。

●交通手段は・・・

公共交通機関、タクシー、徒歩、家族の運転する車などを利用していただき、ヘルパーの交通費は利用者負担です。



日中一時支援（地域生活支援事業）

障がいのある人を一時的に預かることにより、日中活動の場を提供し、見守り、または社会に適応するための日常的な訓練を行います。地域活動支援センターや生活介護が定期的な通所を望む人向けなのに対して、日中一時支援は家族の冠婚葬祭などによるニーズや、日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としたものです。

<利用日数の基準>

具体的な利用日数の見込みがない場合は、一月あたり7日を上限としています。学校卒業後の進路を決める実習のためや家族が病気になったなどの事情があれば、それ以上の利用も可能なので、ご相談ください。

<利用日数の利用の仕方>

- ・ 4時間未満は1 / 4日の取り扱い
- ・ 4時間以上8時間未満は2 / 4日の取り扱い
- ・ 8時間以上は3 / 4日の取り扱い



●例えば上限が7日/月の場合・・・

8時間未満 10日利用 × 2 / 4日の取り扱い = 5日
4時間未満 8日利用 × 1 / 4日の取り扱い = 2日

合計 7日

地域活動支援センター（地域生活支援事業）

地域で生活する障がいのある人に創作活動や生産活動の機会、気軽に立ち寄れるいこいの場を提供します。

名称	住所	電話番号
障害者支援センターさくら	遠賀郡遠賀町浅木三丁目 18-33	093-293-8989
身体障害者デイサービスいこいの里	遠賀郡岡垣町大字高倉 598-1	093-283-2811
障がい者ＹＹくらぶ	遠賀郡芦屋町祇園 2-12	090-7473-4961
地域活動支援センターはまゆう	遠賀郡水巻町吉田西三丁目 19-11	093-201-6151



訪問入浴（地域生活支援事業）

家庭に簡易浴槽を持ち込み、看護師や介護職員から介助を受けながら入浴できます。

<対象者>

- 病気・障がいなどのため、通所施設などでの入浴が難しい人
- 病気・障がいなどのため、自宅の浴槽でうまく入浴することが難しい人

※入浴は身体に負担がかかるため、利用にあたっては、あらかじめ主治医の許可をとる必要があります。



●その他の入浴できるサービス

居宅介護…自宅の浴槽を利用して、原則ホームヘルパー1人が介助を行います。

生活介護…施設で介護職員が介助を行います。一度に入浴する人数や介助者の人数は、事業者によって異なります。

地域活動支援センター…いこいの里で利用できます。

障がい福祉サービスの事業所はどこにあるの？

→福岡県庁のホームページで探すことができます。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shougaihashiteijigyousyo.html>



→WAM-Net ホームページで探すことができます。

<http://www.wam.go.jp>



障がい児通所支援等のサービス事業所はどこにあるの？

→福岡県庁のホームページで探すことができます。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shougaijishiteijigyousyo.html>

